

議事録

R6.11.15 記 溯

令和6年度神奈川県剣道連盟臨時支部長会議

日時：令和6年11月1日（金） 18時00分～19時05分

場所：かながわ県民センター304

出席 支部長37名 監事 2名（以下敬称略）
規約27条より定足数を満たし成立した

資料 レジюме
資料1 法人化に向けて今後の予定
資料2 一般社団法人神奈川県剣道連盟定款
資料3 一般社団法人神奈川県剣道連盟役員規則
資料4 一般社団法人神奈川県剣道連盟役員選出規則
資料5 一般社団法人神奈川県剣道連盟理事会規則
資料6 剣道研究会「剣道人口減少とその対策」

議長 幸野 實
議事録署名人 金沢区支部 高野 力 横須賀支部 磯部 政博

1. 開会 18時00分

2. 会長挨拶（幸野）

大変お忙しい中、急な日程にも関わらず出席いただき感謝。

法人化に向けてのスケジュールの関係上、本来であれば幹部会・理事会のあとの支部長会議となるが、時間的に厳しいものがあり本日の開催に至った。

法人化に向けて定款・規則等の確認と今回1番大事なのは、代表理事（会長）の決定に伴う選挙委員会を立ちあげることであり、3名の選挙委員を支部長から選出することである。この手続きもあり、お忙しいなか集まりいただいた。この状況をご理解いただき本日の会議をお願いしたい。

3. 議 題

【協議事項】レジюме・資料参照

(1)法人化に向けて今後の予定（資料1参照）（野見山）

法人化に向けての今後の予定について、以前法人化推進委員会で年間スケジュールを

たてた通りに進んでいる。突然にお集まりをお願いしたことは、定款の確認が遅れている為である。基本的なところは、小さな文言の変更の可能性はあるが公証人からの承諾は得ている。

法人化に向けての今後の予定について

10月24日(火) 定款・役員規則・理事会規則・選出規則の修正案を事務局より各支部へ送付。(意見がある場合は、10月31日(木)までに事務局へ)

11月1日(金) (本日) 合同会議(臨時支部長会議)を開催

- ① 改訂規則の承認
- ② 選挙管理委員会の立ち上げ(支部長3名)
- ③ 会長(代表理事)立候補の公示、各支部への通達

11月15日(金) 立候補者決定

11月15日~20日 選挙管理委員会+監事による立候補調査

11月21日(木) 総会・県理事会開催(理事・代議員・監事・法人化推進委員合同)

- ① 会長候補(代表理事候補)を総会(代議員)により選出
- ② 理事会(理事)にて投票と承認

11月または12月 理事・支部代表理事・監事・法人化推進委員合同会議開催

- ① 会長より副会長・専務理事・常任理事・執行部理事候補を選出
- ② 執行部理事を支部代表理事が投票し決定

以上が決まり次第、定款の正式な認可へ。

*会長以下10名以上の社員・監事を付けて提出しないと認められない為。

1月から4月の法人化後の役員・3月までの役員の両者が動きだすダブルスタンダードの形をとる。(来年度予算・委員会規則・謝金の問題などを検討し、今年度の事業の遂行など)

一般の法人と違い神奈川県剣道連盟の理事は特殊である。

全日本剣道連盟の理事は、全て執行部理事であり各県からの代表の評議員のもとで承認制で幹部から名簿が出て決まり、支部代表の理事はいない。

神奈川県の場合は、会長以下執行部理事と支部代表理事が理事として理事会を形成することが全剣連や他の事業体と異なることから公証人への説明に時間を要した。

結論として理事をおく理事会をおく法人であり、最終的な代表理事の決定は理事会からなることが法律上の約束であり、神奈川県の場合は、総会を開くにあたり支部代表理事のみになると支部の会員数の差があることから1票の格差が生まれるため、会員数200人に対して1名の代議員を置くことにより民主的になると考え、代議員で代表理事を選出し、法律に則り代表理事の承認を支部代表理事会でおこなう。

この道筋ならばよろしいというのが公証人の結論である。

それに伴って今回の規則・定款の変更がある。

(2)一般社団法人神奈川県剣道連盟定款（資料2参照）野見山

第3章第6条3項 個人会員は理事会が別に定める～追加。

→個人会員は何かという質問があった為。

第4章第13条(2)執行部を削除

→理事全体が関わるため削除。

(2)会長の選任または解任を削除

→総会の決議事項ではなくなった為。

第4章第18条4項 代表理事を選任する場合は～ 削除。

→総会の決議事項ではなくなった為。

第5章第24条(1)理事 10名以上、70名以内

→上限をいれるべきであった為。

第5章第25条2項 代表理事（会長）は総会による候補者を～追加

→**1番の大きな変更点**である。

第5章第26条4項 本条を追加

→監事の年齢制限はないという意味。

第5章第30条 いつでも 削除

→いつでも解任できることから“いつでも”を削除

第5章第32条1項 審議員、審査員選考委員を置く。

→全剣連より指定があり、別項目であることから間にカンマをいれた。

〃 3項・4項 及び

→ひらがなから漢字に変更。

〃 6項 審査員選考委員は会長の付託により～

→第32条1項に沿った全剣連の書き方に修正。

第5章第33条1項・2項 （役員の親族制限）

→法人法の約束事の為追加。

第6章第35条（3） 会長（代表理事）、

→（代表理事）を追加。

第6章第36条 3分の2 → 3分の1

→要請をしやすくする為、3分の1に。

第6章第41条2項 議事録に署名または記名押印～

→理事全員が議事録に署名または記名するのは、大変である為、代表理事が署名または記名を行うこととする為。

〃 3項 及び

→ひらがなから漢字に変更。

第6章第42条2項 幹部会議は～内容についての内容を遂行するための、検討及び～

→未修整であった為、“の内容を”削除。

第9章（専門委員会）追加

第9章第44条1項 この法人に第4条の～→法人に追加。

第15章 附則 追加

→附則には章が必要でないと思っていたが、公証人から章を付ける様指示があった為。

第15章1 この法人の設立初年度の～

→設立が4月1日ではなくても、事業年度の終わりが3月31日であるという意味。

(3)一般社団法人神奈川県剣道連盟役員規則（資料3参照）野見山

第2条2項 就任時を追加

→厳密に就任時を入れた方がよいと判断した為。

第3条 会長の選出および解任は役員選出規則による 追加

最終行に本規則を追加

(4)一般社団法人神奈川県剣道連盟役員選出規則（資料4参照）野見山

第1条3項 会長は1期目の終了時～理事会における～

→総会を理事会に変更。

第4条2項 就任時を追加

→役員規則と同様。

第7条 会長候補理事選出は総会において行う 追加

〃 5項 会長候補理事 追加

〃 8項 会長候補理事とする。 追加

〃 12項 総会により選出された会長候補理事につき、ただちに理事会を開催し、
会長（代表理事）として承認するか否かの投票を行う。

〃 13項 投票の要領および結果確認は総会時と同様に行う。

〃 14項 事務業務は事務局長指導のもと、事務局がこれにあたる。

*言葉の程度の問題で変更されており、内容的には変わらない。

最終行に本規則を追加

(5)一般社団法人神奈川県剣道連盟理事会規則(資料5参照)野見山

第2条2項 選出および 追加

→決定権が理事会にある為、ここに選出を入れる。

第4条1項 総会に承認を 追加

→基本的に全て総会の承認が必要な為。

(別表)議事録記載事項 (8)議事録に署名または～・(9)理事会に出席した～ 追加

→定款に合わせて。

・選挙管理委員会立ち上げについて

本日（11/1）会長選挙候補者の立候補受付を提言し、受付は事務局。

締切が2週間後の11/15、次回の理事会11/21までの間に立候補者が提出した書類の確認・調査を監事（2名）と行き、選挙時開票を行うのが選挙管理委員会の主な役割となる（野見山）

立候補・推薦により選挙管理委員3名を決定。（内1名委員長）

委員長：伊藤 龍紀（海老名市支部長）

河田（伊勢原市支部長）より推薦。市役所に長年勤められていることから選挙に関する知識が豊富である共に、特別委員会委員長として働いていることから。

委員：東条 俊也（神奈川区支部長）

教育関係代表として伊藤委員長より推薦。

委員：子島 直人（緑区支部長）

警察関係代表として伊藤委員長より推薦。

澤部（栄区支部長）より「栄区支部長の立場として公平な立場でしっかりと正しい神奈川県剣道連盟の運営に携わりたい」と立候補があったが、現県連副会長の立場の為、社会通念上選挙管理委員になるのは、望ましくないと判断した。

・選挙管理委員長より（伊藤）

「選挙管理委員会に私と東条先生、子島先生が皆さんにご賛同いただき就任することになりましたのでよろしく願いいたします。委員長として務めさせていただきたいと思えます。私が思うに今回の選挙というのは 大変重要な意味を持つてくると思えます。これまで全剣連から神奈川問題と称された不祥事に対して、どう県連が向き合うかということ、改革に向けての第一歩がこの代表理事選出だと思っております。全剣連はおそらくこの神奈川県の選挙に対して注目をしているし、それなりに見ていると思えます。ですから、この選挙がどんな意味・意義を持つかを十分に認識していただき、代表理事に立候補する方、そしてまた投票する方、そういった方も今私がお話ししたことを直に認識して取り組んでいただければ、神奈川県剣道連盟の改革の第一歩になるのかなと思えます。それから、選挙になりますと候補者多数出てきた場合には勝ち負けが出てまいります。今回の選挙は、3グループに分けて会長選し準備していくということなのですが、あくまでもそれは制度であって、これまでの反省を踏まえて、長期政権・独裁的な運営、こういったものを避けようとして決めた制度だと思っております。

そういった制度に基づいていることから、一般・警察・教育のグループがどうのということはないと思っております。幅広くグループを超えて適任者をという気持ちでやってもらえればいいのかと思います。特にこの選挙について不穏な動き、そういったものが出て

きて、これが全剣連に話をされてしまいますと、今まで取り組んできたことが水の泡になります。公明・正大な選挙、立候補する方も投票する方もそういったことを十分に意識して、今本当に神奈川県剣道連盟がこの選挙できちんとしたこれまで以上の組織になるのだというところをしっかりと全剣連に見せることが必要だと思っております。そういったことを皆さん、私、若輩者で先輩先生方に色々なお話をして大変申し訳ないと思っておりますが、私自身今回の選挙は、そういう神奈川県剣道連盟がこれから全剣連にどういう対処をされるかという重要な選挙だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。法人設立時の代表理事の選挙を先程説明がございました日程に従って行ひますので、よろしくお願ひいたします。」

【報告・確認事項】

(1) 剣道研究会「剣道人口減少とその対策」(資料6参照) 幸野

すでに案内済みである「剣道研究会」は、今非常に問題になっている剣道人口の減少についてとその対策について取り上げている。

県剣道連盟もこの問題を抱えていることから今回の研究会の開催となった。

現在のところ49名の参加でまだ席にあまりがある為、参加希望の受講者がいる場合、ぜひ参加して頂きたいと思う。

日時：11月10日(日) 9時30分～12時30分

場所：かながわ県民センター 2階ホール

—閉会—

次回理事会：11月21日(木) 18:00～

かながわ県民センター 2階ホール

以上

議事録署名人

金沢区剣道連盟
高野 力
横浜箕剣道連盟
磯部政博